

福岡市内指定生活介護・短期入所事業所等 管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(福祉局障がい者部障がい施設福祉課)

「福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金」の申請受付期間の延長について（通知）

福岡市では、重度障がい児・者（以下「重度障がい児者等」という。）を受け入れる事業所の整備促進を図り、重度障がい児者等の活動の場を確保するとともに、家族等の介護負担を軽減することを目的とし、重度障がい児者等を新たに受け入れようとする福岡市の指定を受けている又は指定を受けようとする生活介護、短期入所事業所に対して、重度障がい児者等を新たに受け入れるために必要な設備改修や備品購入などにかかる費用の補助を行っております。

令和8年度につきましては、下記のとおり受付期間を延長しますので、補助を希望される事業所におかれましては、別添の「福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱」をご確認の上、期限内に必要な資料を添えて申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、本補助金の交付を受けた事業所については、福岡市ホームページで公表することを予定しております。

記

1 補助対象サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定生活介護又は指定短期入所

2 補助対象事業

- (1) 重度障がい児者等を新たに受け入れるために必要な施設・設備の改修・修繕
- (2) 重度障がい児者等を新たに受け入れるために必要な備品・消耗品の購入
- (3) 重度障がい児者等を受け入れる施設の新設

3 補助金の額(補助率 10/10)

一事業所上限:200万円 または 100万円

※ 最重度の障がい児者等（福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱第3条（4）参照）の受け入れに対応する場合は上限200万円とします。

※ 審査委員会における審査の上、予算の範囲内で交付します。

4 申請受付期間(延長後)

令和8年6月9日(火) から 令和9年1月8日(金)まで

※ 申請受付期間内に申請が完了しなかったものは、申請受付できません。

※ 申請額が予算額に達した場合は、期間中であっても受付を終了します。

※ 今年度の申請額が既に上限に達している事業所は追加申請できません。

5 申請方法

福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱をご確認の上、申請受付期間内に交付申請書（様式第1号）に添付資料を添えて、下記申請先へ電子メールで提出してください。

6 本補助金にかかるスケジュール(予定)

令和8年9月1日(火)～令和9年1月8日(金) 申請受付（申請者 → 福岡市）

※随時審査のうえで交付決定（福岡市 → 申請者）

交付決定後～令和9年3月31日(水) 事業実施、実績報告（申請者）

実績報告提出後(約1か月半後) 補助金交付（福岡市 → 申請者）

7 添付資料

- (1) 福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金交付要綱
- (2) 福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金審査委員会設置要領

8 提出様式

福岡市ホームページ内からダウンロードしてください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/judosyogaihojo.html>

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉・障がい者 > 福祉事業者に関すること > 事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等） > 事業者向け（障がい福祉サービス等） > 福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金

9 申請先(問い合わせ先)

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1-12F

担当：福岡市 福祉局 障がい施設福祉課 重度障がい者支援係 大羽

電話：092-711-4249 FAX：092-711-4818

メール：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp